平成２１年（フ）第１３２号
長野県飯田市龍江8993番地１、前住所長野県飯田市大瀬木1958番地７
債務者　宮崎　浩一
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北原　慎司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２２号
愛知県豊川市一宮町下新切43番地８
債務者　川畑幸太郎
１　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅沼　昌史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２３号
愛知県豊川市一宮町栄108番地
債務者　川畑　惟雄
１　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅沼　昌史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３１号
北海道河東郡音更町北鈴蘭南３丁目４番地
債務者　山本　修一
１　決定年月日時　平成23年２月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３７４３号
札幌市北区屯田５条９丁目１番10号
債務者　齋藤　淳也
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７４４号
札幌市北区屯田５条９丁目１番10号
債務者　齋藤　治吉
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７４５号
札幌市北区屯田５条９丁目１番10号
債務者　齋藤八重子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４００９号
札幌市中央区北９条西18丁目２番地10　ＰＲＥＳＥＮＣＥ　Ｎ９　Ｂ―403号
債務者　南　　博樹
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０号
札幌市手稲区新発寒３条１丁目９番25号、申立時の住所北海道石狩市樽川７条１丁目82番地
債務者　藤井　　薫
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１号
札幌市手稲区新発寒３条１丁目９番25号、申立時の住所北海道石狩市樽川７条１丁目82番地
債務者　藤井佳委子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４号
札幌市白石区栄通６丁目６番５号　コーポ７栄通302号
債務者　岡田　通人
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９４号
札幌市白石区北郷８条７丁目８番18号
債務者　安田　博和
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番43―406号
債務者　田中　絵理
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５５号
札幌市中央区南５条西21丁目２番23号　メゾワール裏参道303号
債務者　菅原　　祐
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６号
札幌市手稲区新発寒５条９丁目１番５号　アーバン新発寒107号
債務者　谷奥　　章
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３号
北海道稚内市潮見１丁目４番５号　今井アパート202号
債務者　木村　幸一
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
旭川地方裁判所稚内支部